

佐渡市文化・スポーツ合宿

誘致補助金のご案内

【募集要領】

一般社団法人佐渡観光交流機構

## 1 趣旨

佐渡市では、交流人口の拡大に寄与する合宿（宿泊施設に宿泊して当該活動に係る練習又は研修等を行うことをいう。）を市外から誘致し、宿泊施設の利用を通じた地域経済の活性化を図るため、市外の学生団体による合宿に要する宿泊経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

## 2 補助対象者

- (1) 佐渡市外に所在し、学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校(以下「学校等」という。)の生徒又は学生で構成された団体で、当該学校等に文化部又はスポーツ競技部として認められているもの
- (2) 前号の学校等に留学している外国人を含む団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、文化芸術活動又はスポーツ活動を行う学生団体として理事長が特に認める団体

## 3 補助対象経費

補助事業の対象となる経費は、文化芸術活動及びスポーツ活動を行う市外の学生団体による合宿に要する宿泊経費とします。ただし、1回の合宿で2泊以上の宿泊を伴い、かつ、延べ宿泊数(宿泊人数に宿泊日数を乗じて得た数をいう。)が20人泊以上の場合に限ります。

## 4 補助金額

市内の旅館、ホテル、民宿等、旅館業の許可を得た宿泊施設での合宿における延べ宿泊数に1泊当たり1,000円を乗じて得た額とします。ただし、公共施設を利用した場合は、1泊当たり500円を乗じて得た額とします。

なお、補助金交付上限額については、補助対象経費の額の2分の1の額または同一年度内に20万円のいずれか少ない額とします。

## 5 募集期間

4月1日～翌年の3月31日まで

※受理した補助金額の合計が予算の総額に達したときは、募集期間にかかわらず、補助金の交付の申請の受付を終了します。

## 6 申し込み方法

事前に佐渡観光交流機構と協議のうえ、「補助金交付申請書」（様式第1号）に必要書類を添付し、佐渡観光交流機構へ提出してください。

## 7 補助金交付の決定について

ご提出いただいた補助金交付申請書と必要書類を審査し、佐渡観光交流機構から申請者の方へ「補助金交付決定兼交付額確定通知書」（様式第5号）を送付します。

予算の上限を超えた場合や補助対象者と認められない場合は、補助金不交付の決定となりますので、ご了承ください。その場合、「補助金不交付決定通知書」（様式第6号）を送付します。

## 8 補助金交付請求書の提出について

佐渡観光交流機構から「補助金交付決定兼交付額確定通知書」（様式第5号）が届いた後、補助金の交付先口座を指定する「補助金交付請求書」（様式第8号）を佐渡観光交流機構へ提出してください。

※交付決定を受けた申請者の方と請求者の方が異なる場合には委任状・口座振替申込書を添付する必要があります。

審査のうえ適正なものと認められた後、30日以内に指定口座へ補助金を交付します。

## 9 お問い合わせ・書類の提出先

〒952-0014 新潟県佐渡市両津湊 353（両津港佐渡汽船ターミナル2F）

一般社団法人佐渡観光交流機構

電話：0259-27-5000      FAX：0259-23-5030

メール：info@visitsado.com

受付時間 8：30 ～ 17：30